

平成30年9月から、特定医療費（指定難病）について「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

寡婦（夫）控除のみなし適用がされることで、より自己負担の少ない階層区分に決定となることがあります。

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

<留意事項>

- 上記の要件のほか、**税法上の寡婦（夫）控除と同様の要件**に該当する必要があります。
- あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体は減額されません。**
- 現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、**負担上限月額が減額されません。**
- その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<申請手続>

- 適用には**変更申請**が必要となります。詳しくはお近くの保健所へご相談ください。
- 申請書に、**誓約書及び対象の方と子の戸籍全部事項証明書等**（婚姻歴がないこと、親子関係が確認できるもの）を添付していただく必要があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満	10,000	5,000		
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000		
上位所得	市町村民税 25.1万円以上	30,000	20,000		